

介護人材キャリアパス支援事業（スキルアップ研修）実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護人材キャリアパス支援事業（スキルアップ研修）を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

介護職員が就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップを図るための研修を実施することにより、キャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上及び安定的な定着を図ることを目的とする。

3 実施主体

（一社）栃木県社会福祉士会及び（一社）栃木県介護福祉士会とする。

4 補助事業の内容

（1）補助事業の概要

介護職員のスキルアップを目的とした研修の実施に当たり所定額を補助する。

（2）補助の対象範囲

事業の実施に要する次の経費とする。

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、損害保険料）

オ 手数料及び使用料

カ その他知事が必要と認める経費

（3）補助基準額

研修名	実施団体	補助基準額
福祉の理念研修	（一社）栃木県社会福祉士会	1,600千円以内
介護技術研修	（一社）栃木県介護福祉士会	2,000千円以内

（4）補助率

10/10

5 研修

各施設・事業所において介護職員が参加しやすい日程、時間等を決定し、カリキュラムを作成する。

研修は施設・事業所への講師派遣方式又はオンライン形式により実施する。

（1）福祉の理念研修

福祉の理念等を中心に介護職員のスキルアップを目的とした座学研修を1回あたり1～2時間程度実施する。

（2）介護技術研修

介護技術等を中心に介護職員のスキルアップを目的とした座学又は実技研修を1回あたり1～2時間程度実施する。

6 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする場合は、交付要領第3条に定める書類を提出する。
- (2) 本事業に係る実績報告を行おうとする場合は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。